

お 子 さ ん の い る 方				
手続き	転出（白石区→市外）	転入（市外→白石区）	市内・区内で転居した時	窓口
転校 （小・中学校）	手続きはありません。	転入・転居届を提出していただいた際に、入校票を発行しますので、新住所地の学校に提出してください。		2階5番 （区）戸籍住民課
保育所の利用	退所の手続きをしてください（保育所でも手続きできます）。	入所を希望する方は相談・申請をしてください。 ◎所得証明書（税額と控除の内訳の記載があるもの）・印鑑	入所・転所を希望する方は相談・申請をしてください。 ◎印鑑	子ども家庭福祉係 （保）健康・子ども課
母子・寡婦福祉資金	貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へお申し出ください。 ◎印鑑	貸し付けを希望する方は、区の母子・婦人相談員へご相談ください。	貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へお申し出ください。	健康・子ども課
乳幼児健診 （4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児）	転出先の市区町村にお問い合わせください。	各健診ごとに「健診のお知らせ」を郵送していますが、転入・転居の時期によっては届かない場合もありますので、実施時期・実施方法について窓口にお問い合わせください。		健やか推進係
予防接種	転出先の市区町村にお問い合わせください。	ワクチンごとに接種に適した時期がありますので、窓口にお問い合わせください。	手続きはありません。	保健予防係
児童手当	受給事由消滅の手続きをしてください。 ◎転出証明書	新たに手続きをしてください（前住所地で届け出た転出予定日から15日以内）。 ◎健康保険証・銀行口座の分かるもの・所得証明書	転居先の区に転入・転居届を提出することにより自動的に住所変更されます。	3階34番 （区）保健福祉課
児童扶養手当	転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。 ◎手当証書・賃貸借契約書	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎手当証書・賃貸借契約書	
特別児童扶養手当	転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。 ◎手当証書 【道外から転入した場合】 ◎手当証書・印鑑	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎手当証書	

各種医療助成を受給している方、障がい・特定疾患のある方				
手続き	転出（白石区→市外）	転入（市外→白石区）	市内・区内で転居した時	窓口
各種医療助成 （乳幼児・老人・重度障がいひとり親）	受給しているものによって手続きが異なりますので、必要書類などの詳細については窓口にお問い合わせください。			3階34番 （区）保健福祉課
身体障害者手帳 療育手帳	転出先の市区町村で手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。 ◎身体障害者手帳/療育手帳	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎身体障害者手帳/療育手帳	
特別障害者手当 障害児福祉手当	転出先の市区町村で手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。 ◎身体障害者手帳・療育手帳・世帯全員の住民票・預金通帳・印鑑	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	3階31番 （区）保健福祉課
障害者自立支援法による障がい福祉サービス	受給者証を返還してください。障がい程度区分認定を受けている方は、障がい程度区分認定証明書の交付を受けてください。 ◎受給者証	障がい福祉サービスの利用を希望される方は、介護給付費などの支給申請の手続きをしてください（転入した日から14日以内）。 ◎障がい程度区分認定証明書	手続きはありません。	
小児慢性特定疾患と育成医療の医療費助成	受給者証を返還してください。転出先の市区町村で手続きをしてください。 ◎受給者証	新たに手続きをしてください。詳細は窓口にお問い合わせください。	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎受給者証	健やか推進係 （保）健康・子ども課
特定疾患医療受給者証	転出先の市区町村で手続きをしてください。 【道外へ転出する場合】 受給者証を返還してください。 ◎受給者証	住所変更の手続きをしてください。詳細は窓口にお問い合わせください。 ◎受給者証・住民票 【道外から転入した場合】 ◎受給者証の写し・住民票・健康保険証・所得税額を証明するもの（生計中心者の変更がある場合）	転居先の区で住所変更の手続きをしてください。 ◎受給者証	保健予防係